

令和6年度 里づくりの拠点施設等整備支援事業

【募集・事業実施スケジュール】

- 募集期間 令和6年4月19日（金）～ 5月19日（日）
- 事業採択の通知 令和6年6月下旬（予定）
- 交付申請の受付 事業採択の通知～令和6年7月31日
- 交付決定 交付申請書の受付後、概ね2週間程度で交付決定
- 事業実施 交付決定後～令和7年3月31日
- 実績報告 事業完了後20日を経過する日または令和7年3月31日（月）のいずれか早い日までに提出
- 補助金額の確定 実績報告の提出後
- 補助金の請求 補助金額の確定後
- 補助金の交付 補助金の請求後

詳細・申請書等は右記二次元バーコード
もしくは「農政公社 事業募集」で検索
問合せ先：satoyama@kobewine.co.jp



【補助対象事業・補助金額等】

		対象事業	補助対象者	補助率・補助上限額 (ただし予算の範囲 内で実施する)
(1) 交流施設型		地域の特色を活かして都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・里づくり協議会 ・里づくり協議会に準じた団体 ・里づくり協議会と連携して運営等を行う団体または個人 	対象経費の1/3以内 上限300万円
(2) 定住・ 起業型	① 定住型	神戸・里山暮らし空家バンクに登録されており、専用住宅として取得または賃借する空家の改修または建て替え。または空家バンクに登録されている宅地における専用住宅の新築	農村地域外からの移住者 ただし、これまでに本補助金の交付を受けていない場合に限り、移住後5年以内であれば対象とする	対象経費の1/3以内 上限100万円 ただし、農村地域外からの移住者で申請時に中学生以下の子供がいる世帯は 対象経費の1/2以内 上限200万円
	② 居住起業型	農村定住起業施設等の改修または建て替え	里づくり協議会等の承諾を得た農村定住起業施設等の事業者 事業者は農村定住起業施設等と同じ町内に居住していること、もしくは移住予定であること	

		対象事業	補助対象者	補助率・補助上限額 (ただし予算の範囲 内で実施する)
(2) 定住・ 起業型	③移住を伴 わない起業 型	里づくり協議会等の承諾を 得た既存建築物の用途変更 に係る改修	里づくり協議会等の承諾を 得た既存建築物の用途変更 に係る事業者	対象経費の 1/3 以内 上限 50 万円
(3) 農泊・ お試し移住型	①住宅宿泊 事業法型	農村地域の建物を活用し、 住宅宿泊事業法上の届出に より、農業体験等と組み合 わせて宿泊業を営む施設の 整備	当該施設における住宅宿泊 事業法上の届出を行った 者、ただし、生活の本拠を 施設と同じ町内におく者に 限る	対象経費の 1/3 以内 上限 100 万円
	②旅館業法 型	里づくり協議会等の承諾を 得た、旅館業法上の許可を 受けて農業体験等と組み合 わせて宿泊業を営む施設の 整備	当該施設における旅館業法 上の許可を受けた者、た だし、生活の本拠を当該施設 におく者に限る	
	③お試し移 住特化型 (定期借家 制度)	農村地域の建物を活用し、 新規就農者や就農希望者、 定住希望者(地域活動への 参加を要件とする)を対象 とした短期滞在型住宅施設 の整備	当該施設の所有者、または 所有者から借り上げて当該 施設を管理する地域団体等 (施設と同じ町内に限る)	
(4) シェア ハウス・シェ アオフィス型	①シェアハ ウス型	対象地域の農業者および就 農希望者、起業希望者が3 者以上入居できる機能を有 する施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・里づくり協議会 ・里づくり協議会に準じた 団体 ・里づくり協議会と連携し て運営等を行う団体または 個人 	対象経費の 1/3 以内 上限 300 万円
	②シェアオ フィス型	対象地域の地域団体および 地域団体と連携して運営を 行う民間事業者、起業希望 者が3者以上入居できる機 能を有する施設の整備		
	③エリア連 携型	地域団体と連携して、当該 施設の周辺(原則、同町 内)に新たな就農者、起業 者を誘致する施設の整備		